

公益財団法人世田谷区保健センター組織規則

平成24年3月1日

公財世保規則第9号

(目的)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の業務を処理するため、必要な組織を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局の組織は次のとおりとする。

管理課

庶務・経理係

人材育成コンプライアンス担当係長

広報・企画調整担当係長

医務課

事業係

健診事業担当係長

健測・健診担当

健康指導係

事業推進担当係長

検査係

看護係

放射線係

専門相談課

事務管理担当

障害者専門相談担当

乳幼児育成相談担当

高次脳機能障害相談支援担当

こころの相談支援担当

(職及び職責)

第3条 事務局に前条に定める課に係長及び担当係長を置く。

2 係に副係長又は主査を置くことができる。

3 第1項の職に充てるものは、上司の命を受け分掌事務を掌理するとともに、所属職員を指揮し、事務又は業務の円滑な推進を図らなければならない。

4 第2項の職に充てるものは、係長を補佐し、事務又は業務の円滑な推進を図らなければならない。

5 第1項及び第2項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(事務局管理課の事務分掌)

第4条 事務局管理課各係の事務分掌は次のとおりとする。

庶務・経理係

- (1) 財団内の調整に関する事
- (2) 評議員会及び理事会に関する事
- (3) 規程、規則及び要綱等の制定改廃に関する事
- (4) 役員並びに職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事
- (5) 職員定数に関する事
- (6) 財団印の管守に関する事
- (7) 文書に関する事
- (8) 研修の実施に関する事
- (9) 契約に関する事
- (10) 施設及びその付帯設備の維持管理に関する事
- (11) 運動指導室の貸出に関する事
- (12) 物品の出納保管に関する事
- (13) 予算の立案、執行管理及び決算報告に関する事
- (14) 収入及び支出金の審査、執行に関する事
- (15) 区の補助金、交付金及び受託金等に関する事
- (16) 使用料の納入事務に関する事
- (17) 財務諸表の作成及び簿記に関する事
- (18) 財産の記録管理に関する事
- (19) 現金及び有価証券の出納、整理及び保管に関する事
- (20) 前各号のほか、他の係に属さない事

人材育成コンプライアンス担当係長

- (1) コンプライアンス及び情報セキュリティポリシーに関する事
- (2) 危機管理事務に関する事
- (3) 人材育成事務に関する事
- (4) 事務改善に係る事務に関する事

広報・企画調整担当係長

- (1) 経営改革に関する事
- (2) 財団の中長期計画の立案及び評価に関する事
- (3) 事業計画及び重要な施策の調整及び進行管理に関する事
- (4) 財団全体に関わる調査及び研究に関する事
- (5) 財団の幹部会等の運営に関する事
- (6) うめとびあ運営協議会に関する事
- (7) 財団ホームページの維持、広報の取りまとめ事務に関する事

(事務局医務課の事務分掌)

第5条 事務局医務課各係の事務分掌は、次のとおりとする。

事業係

- (1) 医務課で実施する事業全般の計画（見直し、取り纏めを含む）及び実施に関する事

- (2) 医務課事業における世田谷区との事業調整に関すること
- (3) 保険医療機関及び診療報酬請求事務に関すること
- (4) 利用受付及び窓口徴収に関すること
- (5) 未収金の整理及び督促に関すること
- (6) 受診者の履歴管理及び追跡調査に関すること
- (7) 医療事業運営委員会に関すること
- (8) 医療統計資料の収集整理及び保管に関すること

健診事業担当係長

- (1) 医務課事業系の業務に関すること
- (2) 健康度測定事業の運営及び取りまとめに関すること
- (3) 健康診断事業の運営に及び取りまとめに関すること

健測・健診担当

- (1) 健康増進事業に係る測定・指導業務の計画・立案及び実施に関すること
- (2) 健康教育事業に係る指導業務の計画及び実施に関すること
- (3) 料金規程事業に係る検査業務の計画及び実施に関すること
- (4) 前各号の事業に係る統計資料の収集整理に関すること
- (5) 前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

健康指導係

- (1) 健康増進事業に係る指導業務の計画・立案及び実施に関すること
- (2) 健康教育事業に係る指導業務の計画・立案及び実施に関すること
- (3) 料金規程事業に係る測定及び指導業務に関すること
- (4) 前各号の事業に係る統計資料の収集整理に関すること
- (5) 前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

事業推進担当係長

- (1) 医務課健康指導係の業務に関すること
- (2) 健康増進事業及び健康教育事業の円滑な運営に関すること
- (3) 地域の健康づくり支援の拡充に関すること
- (4) 障害者の健康づくり事業の計画・立案及び実施に関すること

検査係

- (1) 細胞診及び病理診断に関すること
- (2) 検体検査事業の計画・立案及び実施に関すること
- (3) ホルター心電図、超音波(乳房・心臓・頸部)診断による検査業務に関すること
- (4) 前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

看護係

- (1) 内視鏡及び超音波(腹部・甲状腺)診断による検査業務に関すること
- (2) がん対策事業に係る看護業務及び相談業務等に関すること
- (3) 放射線事業等の検査に係る看護業務に関すること
- (4) 前各号の事業に付随する事務的業務に関すること

放射線係

- (1) 放射線及びMR I 検査による診断に関すること
 - (2) がん対策事業に係る放射線業務に関すること
 - (3) その他放射線業務に関すること
 - (4) MR I 検査業務に関すること
 - (5) 放射線業務の計画・立案・実施・結果及び付随する事務的業務に関すること
- (事務局専門相談課の事務分掌)

第6条 事務局専門相談課各担当の事務分掌は、次のとおりとする。

事務管理担当

- (1) 課の文書及び広報に関すること
- (2) 課の契約に関すること
- (3) 課に係る物品の出納保管に関すること
- (4) 課の事業実績統計に関すること
- (5) 前各号のほか、他の担当に属さないこと

障害者専門相談担当

- (1) 身体・知的・精神障害等に関する相談に対する専門的な観点からの情報提供・助言に関すること
- (2) 福祉施設等への訪問支援に関すること
- (3) 障害者支援に係る人材育成、啓発事業に関すること
- (4) 障害者等の交流及び地域活動支援に関すること
- (5) 障害者(児)相談・支援に係る関係機関との連携及び地域支援に関すること
- (6) 障害者の相談・支援等に関する調査・研究に関すること

乳幼児育成相談担当

- (1) 乳幼児の発達・発育の相談・評価・助言等に関すること
- (2) 児童福祉施設等への訪問支援に関すること

高次脳機能障害相談支援担当

- (1) 高次脳機能障害の相談・評価・支援等に関すること
- (2) 高次脳機能障害に係る人材育成、啓発事業に関すること
- (3) 高次脳機能障害に係る関係機関との連携及び地域支援に関すること

こころの相談支援担当

- (1) こころの相談事業に関すること
- (2) 精神保健事業に係る支援、啓発、人材育成の事業に関すること

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月13日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月1日規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日規程第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 1 月 29 日規程第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。